

三浦市議会議員政治倫理審査会（対象：寺田一樹議員、
石橋むつみ議員、小林直樹議員）第1回次第

令和8年4月21日（火）

1. 正副委員長の互選
2. 調査請求内容について
3. 調査請求の適否について

第2号様式（第4条関係）

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

令和8年3月17日

三浦市議会議長 神田 眞弓 殿

住所

請求者

氏名

長島 猛

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて調査を請求します。

1. 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名

- ①小林直樹（共産党）
- ②石橋むつみ（共産党）
- ③寺田一樹（無所属）

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

本日おこなわれた「社会福祉協議会への不当介入及び情報発信等に関する調査特別委員会（令和8年3月17日開催）」において、①出口嘉一三浦市長の後援会関係者により、まだ市議会に提出されてもいない市長不信任決議案に反対する旨の署名活動が行われていること②一般市民がその署名活動の理由について問い合わせたところ、当該後援会関係者は「三浦市社会福祉協議会が、出口嘉一三浦市長の不信任を求める署名活動を主導している。その対抗策としてこちらも署名活動を展開している」と説明したこと③この不信任の動きに前項（1）に掲げる市議会議員が関与しているとの指摘がなされたこと一があきらかになった。

仮に「三浦市社会福祉協議会が署名活動を主導した」との誤った前提が存在し、その前提のもとで前項（1）に掲げる市議会議員に関与した場合、当該情報を事実として認識しているのか、あるいは未確認のまま共有・拡散しているのかが強く問われる。何故ならば、三浦市社会福祉協議会の関与を示唆する発言は、社会的影響が大きく、議員という立場からこれに与するなら、なおさら慎重さが求められるからである。当然のことながら、誤情報を前提に行動した場合、政治倫理上の問題が生じ得ることは言うまでもない。

2. 添付書類（違反を証する資料）

『三浦市社会福祉協議会への不当介入及び情報発信等に関する調査特別委員会における調査要望書』の写し



以上